

あきた北

第
84
号

令和6年8月31日

法人会 だより



鷺舞まつり



八郎まつり



天王グリーンランドまつり

発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025
<https://kitahou-akitalink.com>
E-mail: kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

令和6年度 定時総会を開催



令和6年度定時総会が、6月4日（火）ホテルメトロポリタン秋田に於いて、秋田北税務署長 鎌田俊一氏をはじめ、来賓各位を迎え、開催された。

西宮会長のあいさつでは、新型コロナウイルス感染症の5類移行の流れを受け、税務に関する説明会・実務セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動（租税教室、税の絵はがきコンクール）などは、皆様方のご協力により計画通り実施できたことを報告した。

活動計画に沿って、「e-tax」「キャッシュレス納付」の更なる利用推進と会員増強、税務セミナーなどを利用した納税意識の醸成に努めていくことを明言。

加えて、法人会の助成金につながる福利厚生制度への推進協力もお願いした。

議事に入り、議案の「令和5年度事業報告・同収支決算」他は、原案通り満場一致で承認された。（詳細は、[当法人会ホームページ](#)で情報開示しております）

議事終了後、福利厚生の事業活動に功労のあった、大同生命保険株式会社の加藤大推進員、株式会社ケツァール代表の加藤隆志氏を表彰した。

ご冥福をお祈り致します

故 菅原利佳様（理事：若美電気工事株式会社 代表取締役）には、病気療養中のところ、去る7月4日永眠されました。

令和3年の役員改選において理事に就任頂き、これまで当法人の運営にご尽力いただきました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。





着任のご挨拶

秋田北税務署長 いし石 つ津 やす康 ひこ彦

このたびの定期人事異動で秋田北税務署長に着任いたしました石津でございます。

前職は、東京国税局調査部統括官として、大規模法人等が税務コンプライアンスの維持・向上に努めるよう、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることを目的に調査事務に携わっております。

私は茨城県鹿嶋市の出身で、東京国税局管内以外では、沖縄国税事務所での勤務がありましたが、秋田県（仙台国税局管内）での勤務は今回が初めてとなります。秋田県は、豊かな自然の中で歴史と文化が生まれ、また、山海の幸も豊富であり、このような地域で勤務させていただくことを大変光栄に思っております。

前任の鎌田署長に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、公益社団法人秋田北法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なご支援を賜っております。本紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

貴法人会は昭和26年4月の設立以来、「良き経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及と地域社会発展への貢献を理念に、各種説明会の開催や租税教室への講師派遣、地域社会貢献活動に加えて税制改正に関する提言など幅広い活動を展開され、法人会組織の増強を図るなど、輝かしい実績をお持ちの会と承っております。

西宮会長様をはじめといたしまして、役員及び会員皆様方の不断の努力に深く敬意を表したいと思います。

ところで、近年、税を含むあらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大しており、国税当局としても、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」をさらに進めていくため、昨年6月に「税務行政の将来像2023」を公表したところです。

従前からの2本柱である「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づい

て施策を進めていく方針です。

今回新たに加わった「事業者のデジタル化促進」とは、e-Taxやキャッシュレス納付などの税務手続き等のデジタル化だけでなく、受発注や代金決済といった業務全体のデジタル化を即し、生産性の向上を図るものです。

この「事業者のデジタル化」を促進するためには、業務のデジタル化を実現するための事業者のニーズを把握し、そのニーズを踏まえた周知・広報が必要です。事業者のニーズを把握するに当たっては、貴法人会の皆様との連携・協力が欠かせないものですので、ご協力をお願いいたします。

なお、令和5年の確定申告からe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報がマイナポータル連携による自動入力の対象となり、マイナンバーカードを利用した確定申告の利便性が大幅に向上しました。

是非、給与所得の源泉徴収票をe-Taxでご提出いただくことに加え、デジタル化の進展により次々と利便性が向上しているスマートフォンによるe-Tax申告や、納税における「ダイレクト納税」「インターネットバンキング」などのキャッシュレス納付の利用につきまして、会員の皆様はもとより、ご家族・従業員の皆様へも広くご周知いただきますようお願いいたします。

これまでも様々な分野でご支援をいただいておりますが、引き続き、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びとなりますが、公益社団法人秋田北法人会の益々のご発展、会員皆様方の事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

自己紹介

- ◆出身 茨城県鹿嶋市
- ◆趣味 自転車、食べ歩き
- ◆秋田北署でやってみたいこと 県内の名所・旧跡を訪ねる&美味しいものを食べる



税務署だより

税務署での相談は、事前の予約をお願いします

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など）については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記Step 2において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

Step1

所轄の税務署へ電話をかけます。 ※受付 8:30～17:00
(土、日、祝日及び年末年始を除く)

秋田北税務署 **018-845-1161**

Step2

音声案内に従い「2」を選択

※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「*」・「#」を押してから番号を選択してください。

- 1 電話相談センター
- 2 申告相談の事前予約等
- 3 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等
- 4 納税の猶予制度についてのご相談等

(注) 所得税等の確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談等が追加されます。

Step3

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。

職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」等をお伺いし、予約を受け付けます。
また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

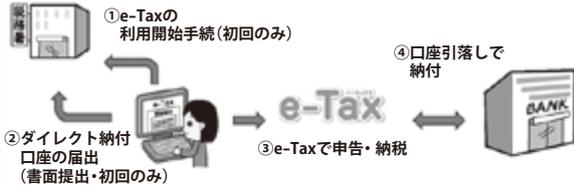
自宅から24時間できる

国税の納付手続一覧

詳しくは各QRコードに
アクセス!



キャッシュレス ダイレクト納付



e-Taxを操作して指定した預貯金口座から振替により納付する方法です。

便利に利用できる方

- ・源泉所得税を納めている方など、頻繁に納付手続をされている方
- ・日付指定で納付をされたい方
- ・e-Taxで申告等されている方



コンビニ納付 (QRコード)



国税庁ホームページから作成したQRコードを利用してコンビニエンスストアで納付する方法です。

便利に利用できる方

- ・金融機関等が近隣にない方
- ・スマホやインターネットに接続可能なパソコン等をお持ちの方



キャッシュレス インターネットバンキング



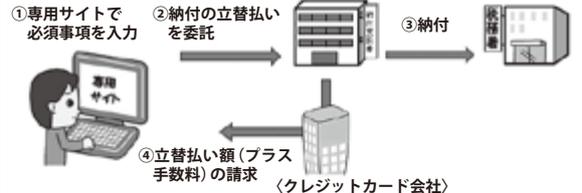
契約しているインターネットバンキング等から納付を行う方法です。

便利に利用できる方

- ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方
- ・e-Taxで申告等されている方



キャッシュレス クレジットカード納付



「国税クレジットカードお支払サイト」から納付を行う方法です。

便利に利用できる方

- ・クレジットカードを利用されている方
- ・スマホやインターネットに接続可能なパソコン等をお持ちの方



①手続の詳細のほか、税に関する情報については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※e-Tax利用可能時間 月曜日～金曜日：24時間利用可能（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
毎月最終土曜日及び日曜日：8時30分～24時

②「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

全国大会

第18回 法人会全国女性フォーラム「広島大会」開催

【女性部会】2024.4.17



広島市の『広島グリーンアリーナ』において開催され、全国各地の女性部会員約1,700人が参会。当部会からは佐藤副部長、工藤副部長、安井副部長、塩谷事務局員が参加した。

大会式典では、女性部会の重点事業である「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品紹介があり、記念講演会では、広島交響楽団 桂冠指揮者 下野竜也氏を迎え「音楽・師との出会い～今、我々に求められること～」と題した講演が行われた。(次回開催：北海道大会)

令和6年度

青年部会・女性部会
定時報告会

青年部会は6月13日に南大門、女性部会は7月1日に白帆において開催された。

重点事業の「租税教室」や「税の絵はがきコンクール」の実施状況などを含めた令和5年度事業報告と収支決算及び令和6年度事業計画・収支予算の報告がなされた。

女性部会では、報告会の前に、鎌田秋田北税務署長による講演会(研修会)「ご存知ですか？相続税」を開催した。

新設法人・決算法人説明会

4月23日(火) 対象：4・5・6月決算法人

7月24日(水) 対象：7・8・9月決算法人

講師 秋田北税務署 三浦財務事務官 様
渡辺税務調査官 様



キタスカ

受章おめでとうございます

全国法人会総連合功労者表彰

渡邊 康衛氏 (副会長)

安藤 晃氏 (監事)

東北六県法人会連合会功労者表彰

佐藤 利規氏 (理事)

秋田県法人会連合会功労者表彰

吉田 政重氏 (理事)

租税教室開催 (青年部会)

租税教育活動の一環として管内の小学校（3校）6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。

5月28日(火)



男鹿市立払戸小学校
講師 菅原青年部副会長

6月11日(火)



潟上市立追分小学校
講師 畠山青年部副会長

6月26日(水)



秋田市立土崎小学校
講師 林青年部会長

秋田北・南法人会合同セミナー

総務実務セミナー

1日でわかる総務の基本と実務



講師 (有)マスエージェント 林 忠史氏
7月5日(金)「イヤタカ」

新入社員のための心がまえ研修会

正しい価値観を身につける



講師 経営コンサルタント 古川 英夫氏
4月4日(木)「イヤタカ」

新入会員紹介 どうぞよろしく

正 会 員	代 表 者 名	法 人 住 所
株式会社 男鹿水族館	小 西 司	男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢93
株式会社 雅	三 浦 雅 也	潟上市天王字上狼縁36-62
株式会社 ブーブー	長 澤 和 也	秋田市土崎港西一丁目6-28
株式会社 越後設備工業	越 後 和 秋	潟上市天王字二田73-10
株式会社 男鹿レンタリース	長 澤 和 也	男鹿市船川港船川字泉台67-20
有限会社 共友建設	櫻 庭 洋 和	潟上市天王字天塩1016-3

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っていました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

■ 法人課税

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることからその延長を求める。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。 なお、それが直ちに困難な場合は令和6年3月末日の適用期限を延長する。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

■ 事業承継税制

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。



「水杯」の教え



ニュークリエイトマネジメント 代表 長井三郎

結婚式場完成

草野さんは何度か結婚式に出席する度に、型にはまった進行にみな退屈しているのを見て、自分で結婚式場をやってみたいと思うようになった。草野さんの街にはまだ、専門の結婚式場がない。とはいっても資金はない。わずかの頭金を持って銀行に行った。「お金はないけど、成功させるプランと実行力はあります」という草野さんの積極性と事業の将来性に銀行は乗った。成長を遂げていた経済環境も幸いした。白いおしゃれな建物が完成し開業。草野さんは32歳、社員も20~30代で社内は若い息吹に満ちている。「一生に一度の晴れ舞台を明るく活力ある式場で挙げたい」と人気が高まり、一年後には街で一番の挙式数を上げるまでになった。

事件起きる

創業3年目の9月、草野さんに目をかけてくれていた市議会議長の谷口さんの長男の挙式があるという大切な日だった。乾杯で新郎の恩師が「お二人の幸せを祈って乾杯！」と発声した直後、「何だこれは！」という声が上がった。来賓の一人が振り上げた徳利の中には酒ではなく水が入っていた。「結婚式に水杯とは縁起でもない」。お叱りの声が巻き起こった。

草野さんや幹部も飛んできて、そろって土下座をしてお詫びした。晴れ舞台に、まさに水を差された両家の親族は怒り心頭で、披露宴が中止になりかねない状況だ。だが新郎の父親の谷口さんの「わざとやった訳ではないのだから、ここは何とか穏便に」というとりなしで、その場はどうにか収まり、何とか披露宴を終えることができた。

この原因はアルバイトの学生が、徳利に水を入れて洗おうとしたが、洗い場が一杯でそばのテーブルに並べておいたことだった。そこに急いで徳利をとりに来た社員が、確認せずそのまま会場へ運んでしまったのだ。

社風が荒れていた

だが、本当の原因は草野さんの「部下指導の甘さ」にあった。社内では人間関係の問題が発生していた。草野さんは何も手を打たず、社員は「社長は見て見ぬふりをしている」と受けとり、次第に規律のゆるんだ厳しさに欠ける社風となっていた。

第一の原因は専務の小笠原である。彼は高校の同期で、卒業後は証券会社の営業で成果を上げていると聞き、専務として入社してもらった。成果はそれなりに上げていたが、周囲との協力心に欠けている。式場が忙しい土日祝日はほぼ休み、平日も部下や他部署が忙しくても早々に退勤していた。また、営業課長の菅原は営業の柱としてなくてはならない社員だったが、部下の女子社員と親密な関係になり、仕事とプライベートの混同で部下から苦情が出ていた。

心機一転

水杯で肝を冷やした草野さんは、改めて社内の現状を見つめ直した。売上やお客さまの評価を重視するあまり、上司と部下、社員同士など「人と人の関係」を軽く見ていた。どんなに優秀な人間でも、周囲の協力や支えがなければ成果を上げることができない。

そのよい例が専務や菅原課長の問題だ。「これを放置していた自分は大馬鹿者だ」。元々実行力のある草野さんだ。決断すると行動は早い。専務と話をして即解任し、菅原課長は都市部に出張所をつくり配転した。

さらにコミュニケーションを密にするため、部門ごとに「連絡ノート」を作り、気づいたこと、伝えたいこと、困っていることなど何でも気軽に記入し、部門の全員が見て感じたことを話し合う場をつくった。また挙式の進め方や営業の手順などをマンガで表現したマニュアルを作成し、誰でも楽しく仕事の要点をマスターできるように工夫した。これらのアイデアは社内の自由なミーティングの中から生まれた。やがて社風は刷新され、本来の明るさと活力がよみがえってきた。



重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱いがありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部 秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル6F)
TEL 018-833-5121

AIG AIG損害保険株式会社

秋田支店 秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...

個別扱
月払
4,780円

変更すると...
集団扱へ

保障はそのまま！

集団扱
月払
4,480円
月々300円割安!

年間では**3,600円**もお得!

集団扱への変更は早い方がお得!

2024年1月現在

お手続きは簡単です!

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください!

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505